医器販協発Ｎｏ.2019－169Ａ
２０２０年３月３日

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

一般社団法人 日本医療機器販売業協会

【目的】

協会員が医療機関に供給等で訪れる際に医療機関の院内感染の原因となることを防ぎつつ、国民に対する医療の提供体制を支えるため、医療機器を安定的に供給する社会的責任を担っていることに鑑み、各会員企業において対策を検討するにあたっての基本的考え方、基本項目を確認することを目的とする。

【基本方針】

１．会員企業従業者は、医療機関を訪問する際には、当該訪問先医療機関の感染症対策に係る指示に従う。また、マスクの着用、医療機関への入館、退館時に関わらずこまめに手洗いを励行する。

２．国から感染症対策として求められている製品（マスク、手指消毒液　等）の確保・供給に最大限努めるとともに、自治体及び医療機関に迅速に情報提供を行う。

３．災害時と同様に各社だけで対応出来る状況を超える場合には、各都道府県医療機器販売業協会及び医器販協本部が連携をして、医療機器・医療材料の安定供給を支える。そのためにも協会内での情報共有を適宜行っておく。

４．会員企業従業者は、発熱等風邪の症状が見られ、その症状が軽い場合は、事前にかかりつけ医等の医療機関に連絡のうえその指示に従う。症状が治まらないうちは出社しない。（必ず会社に報告のこと）

５．会員企業従業者は、発熱等風邪の症状が重い場合や悪化した場合、もしくは新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状がある場合　（①風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている、②強い倦怠感や息苦しさの症状がある）は、速やかに各自治体が設置した「帰国者・接触者相談センター」又はかかりつけ医等の医療機関に連絡しその指示に従う。（必ず会社に報告のこと）

６．社内に感染者が発生したことを想定し、事前に医療機関に医療機器・医療材料を安定的に供給する方法を検討しておく。

会員企業の新型コロナウイルス感染症対策の検討にあたっては、下記アドレスの「新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック〔第 1.1 版〕」を参照ください。

http://tmpuh.net/新型コロナウイルス感染症_市民向けハンドブック_20200225_1.pdf

以上